

**【注意事項】**

- この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成してください。
- 「納税義務発生年月日」は、原則として届出を受理した日になります。
- 標識は申請書を受理した際に「標識交付証明書」を添えてお渡します。
- 届出者の本人確認ができる書類の提示をお願いします。

この申請書は複写式で、2枚目が標識交付証明書になっています。あらかじめ他の市町村等の用紙で作成されていても、改めて窓口でこの用紙への記入をお願いしております。

希望する標識デザインに✓を入れてください。

### 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

納税義務者(所有者)の住所は、住民票上の住所を記入してください。

納税(申告・報告)義務者(使用者)の住所は、住民票上の住所を記入してください。

同じ人の場合は「同一」に使用してください。

**申告の理由**

新規	変更	種別
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他	<b>原動機付自転車</b> <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (50cc以下又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (90cc以下又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (125cc以下又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー
		<b>小型特殊自動車</b> <input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> トラクター <input type="checkbox"/> コンバイン <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 農耕作業用以外 <input type="checkbox"/> フォークリフト <input type="checkbox"/> その他

希望標識  オリジナル  無地

標識番号 呉市

納税義務発生年月日 令和 年 月

旧標識番号

押印は不要です。

譲り受けた車両を登録するときは登録前の標識番号を書いてください。

所有形態	1. 自己所有 2. 所有権確保 3. 商品車 4. リース車 5. その他
主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2. 呉市

住民票と居住地が異なる場合、呉市内の居住地をこの欄に記入してください。  
※呉市に住民票がない方や住民票と異なる場所に住んでいる方は、居住地が確認できる公共料金のお知らせや郵便物を提示してください。

車名	型式及び年式	型式年式
車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
		cc kW
長さ(特定原付のみ)	幅(特定原付のみ)	最高速度(特定原付のみ)
cm	cm	km/h

車名、車台番号、総排気量又は定格出力の記入は必須です。また、特定小型原動機付自転車の場合は上記3つに加え、長さ、幅、最高速度の記入が必要です。販売証明書や廃車申告受付書を確認し記入してください。  
車名は車両のメーカー名を記入してください。車台番号は車両のフレーム等に刻まれています。

車名、車台番号、総排気量又は定格出力の記入は必須です。また、特定小型原動機付自転車の場合は上記3つに加え、長さ、幅、最高速度の記入が必要です。販売証明書や廃車申告受付書を確認し記入してください。  
車名は車両のメーカー名を記入してください。車台番号は車両のフレーム等に刻まれています。

改造の有無  有  無 ※有の場合は、「原動機付自転車改造申告書」の添付が必要です。

納税義務者  所有者  使用者

代理の方が手続きをする時は、代理人の免許証等の本人確認書類のほか、委任状、所有者になる方の運転免許証の写し等、手続きを依頼されたことがわかる書類を添付してください。

購入先又は譲渡人の方に、対象車両、証明日、住所、氏名、電話番号等を記入していただけてください。押印は不要です。  
購入先からの販売証明書、譲受先からの譲渡証明書があれば、この証明書欄の記入は省略することができます。

※窓口に来られた方の本人確認できるもの(運転免許証など)が必要です。なお、虚偽の申告又は報告は、地方税法第463条の20による処罰の対象となります。

2023.9. 2,500